

ID: 182

担当部署: 総務部 参事(風連地区地域振興担当)

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市西風連コミュニティセンター条例 第9条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第117号		
【根拠条文】 (使用料等の還付) 第9条 市長は、既に納入された使用料及び暖房料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。 (2) 利用者が利用前に利用許可の申請を取り消し、又は変更の申出を行い、市長がこれを認めたとき。 (3) その他市長が特に必要と認めたとき。 【基準】 根拠条文及び名寄市風連地区福祉会館条例等施行規則第8条の規定による。 (使用料等の還付) 第8条 条例等の規定による使用料及び暖房料の還付については、次のとおりとする。 (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったときは、使用料の全額を還付する。 (2) 利用期日の前日までに利用許可の申請の取消しがあった場合は、使用料の全額を還付する。 (3) 利用時間前までに利用許可の申請の取消しがあった場合は、使用料の5割の額を還付する。 2 利用者が施設を利用しなかった場合は、既に納入された暖房料の全額を還付する。 3 第1項から前項までの規定により還付を受けようとする者は、名寄市風連地区福祉会館等使用料等還付申請書（別記様式第6号）を、市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	平成30年6月15日